

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		獣畜の解体後検査
根拠条例・規則等名		と畜場法
条 項		第 1 4 条 第 3 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 食肉衛生検査所（電話：048-851-4100）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (許認可の性質上、個々の申請について、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、事案ごとの裁量が大きく、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 日
	設定等年月日	平成 2 8 年 5 月 9 日設定平成 年 月 日最終改正
備 考		